

平成 27 年第 3 回議会運営委員会

【日時】平成 27 年 3 月 5 日(木)午前 9 時

【場所】第一委員会室

1 開会

2 委員長挨拶

3 協議事項

(1) 中日追加議案について

資料 No. 1

理事者側提出議案 7 件

ア 報告案件 0 件

イ 人事案件 0 件

ウ 条例案件 7 件

エ 一般案件 0 件

オ 予算案件 0 件

(2) 追加議案の取扱い等について

資料 No. 2

(3) 一般質問の日程等について

資料 No. 3・4

(4) 請願及び陳情について

資料 No. 5

ア 今議会提出分 請願 1 件、陳情 0 件

請願：総務委員会 1 件

(5) 最終日の日程等について

ア 議案に対する意思表示等の方法について

反対・賛成の討論、反対・賛成の意思表示又は修正の動議

3 月 18 日 (水) 午後 5 時まで

(6) 平成 27 年度議会報告会について

資料 No. 6

(7) 長期欠席議員の議員報酬の減額について

資料 No. 7

(8) 議長記者会見について

3 月 24 日 (火) 午前 10 時 第 1 委員会室

4 その他

5 閉会

総括	
報告案件	件
人事案件	件
条例案件	7件
一般案件	件
予算案件	件
計	7件

案件の概要

- 議案第79号 飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
【人事院勧告に準じた給与制度の総合的見直しにより職員等の俸給表等の改定を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第80号 飯田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
【人事院勧告に準じた給与制度の総合的見直しにより職員の退職手当の調整額等の改定を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第81号 飯田市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について
【介護保険法の改正により引用する条項等の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第82号 飯田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
【条例制定の基準となる省令の改正により引用するサービスの名称等の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第83号 飯田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
【介護保険法の改正により引用する条項の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第84号 飯田市指定介護予防支援等の事業に係る人員、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
【介護保険法及び条例制定の基準となる省令の改正により引用するサービスの名称等の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第85号 飯田市立病院介護老人保健施設条例の一部を改正する条例の制定について
【介護保険法の改正により引用する条項等の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。】

平成27年飯田市議会第1回定例会
付託議案一覧表（追加分）

3月6日上程分

【一括付託分】

◎ 総務委員会付託議案 （2件）	
議案第79号	飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第80号	飯田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎ 社会文教委員会付託議案 （5件）	
議案第81号	飯田市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第82号	飯田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第83号	飯田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第84号	飯田市指定介護予防支援等の事業に係る人員、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第85号	飯田市立病院介護老人保健施設条例の一部を改正する条例の制定について

平成27年飯田市議会第1回定例会 一般質問(案)

番号	質問者	実施日	実施時間	持ち時間(分)	備考	
1	吉川 秋利	3月5日	10:00 ~ 11:00	60		
2	竹村 圭史		11:00 ~ 11:30	30		
3	原 和世		11:30 ~ 12:10	40		
休憩 (60分)						
4	清水 可晴		13:10 ~ 13:50	40		
5	山崎 昌伸		13:50 ~ 14:30	40		
6	古川 仁		14:30 ~ 15:00	30		
休憩 (15分)						
7	井坪 隆		15:15 ~ 15:55	40		
8	福沢 清		15:55 ~ 16:35	40		
9	木下 徳康		16:35 ~ 17:05	30		
休憩 (15分)						
10	森本 政人	17:20 ~ 18:00	40			
11	村松 まり子	18:00 ~ 18:40	40			
12	湊 猛	3月6日	9:00 ~ 9:40	40		
13	湯澤 啓次		9:40 ~ 10:20	40		
休憩 (15分)						
14	小倉 高広		10:35 ~ 11:25	50		
15	木下 容子		11:25 ~ 12:05	40		
休憩 (55分)						
16	永井 一英		13:00 ~ 13:40	40		
17	後藤 荘一		13:40 ~ 14:20	40		
18	木下 克志		14:20 ~ 15:10	50		
休憩 (15分)						
19	新井 信一郎	15:25 ~ 16:25	60			
20	清水 勇	16:25 ~ 17:05	40			
			合計	830		

平成27年飯田市議会第1回定例会

第2日以降日程予定表

月	日	曜日	日	程
3	5	木	議会運営委員会	午前9時 第1委員会室
			午前10時 開議 日程第1 会議成立宣言 日程第2 会議録署名議員指名 日程第3 一般質問 延 会	
	6	金	午前9時 開議 日程第1 会議成立宣言 日程第2 会議録署名議員指名 日程第3 一般質問 日程第4 議案審議 (追加議案7件) 委員会付託議案 議案第79号から議案第85号まで 説明、質疑及び委員会付託 日程第5 請願、陳情上程 (請願1件) 委員会付託 散 会	
	7	土		
	8	日		
	9	月	総務委員会	午前9時 第1委員会室
	10	火	社会文教委員会	午前9時 第1委員会室
	11	水	社会文教委員会	午前9時 第1委員会室
	12	木	産業建設委員会	午前9時 第1委員会室
	13	金	産業建設委員会	午前9時 第1委員会室
	14	土		
	15	日		
	16	月	リニア推進特別委員会 委員会予備日 (午後)	午前10時 第1委員会室
	17	火		
	18	水		
	19	木		

		議会運営委員会	午前9時	第1委員会室
		午前10時 開議		
		日程第1	会議成立宣言	
		日程第2	会議録署名議員指名	
		日程第3	委員長報告	
		日程第4	議案審議	
			(1) 委員会付託議案	
			委員長報告、質疑、討論、採決	
			(2) 追加議案 (あれば)	
		ア	委員会付託議案	
			議案第一号から議案第一号まで	
			説明、質疑及び委員会付託	
			委員長報告、質疑、討論及び採決	
		イ	議会議案	
			議会議案第一号から議会議案第一号まで	
			質疑、討論及び採決	
		日程第5	請願、陳情上程 (あれば)	
			委員会付託	
		日程第6	所管事務調査の報告	
		閉 会		
20	金			

平成27年飯田市議会第1回定例会

請願文書表

3月6日上程

受理 番号	受 理 年月日	請願者住所氏名	要 旨	紹介議員	付託委員会
1	27. 2. 19	飯田市羽場権現979番地3 佐藤 功	国に対し、集団的自衛権行使容 認の閣議決定を撤回し、閣議決 定に基づく法整備を行わないよ う求める意見書を提出願いたい	小倉 高広	総 務 委員会

平成 27 年度飯田市議会報告会開催方針（案）

- 1 目的 飯田市自治基本条例に規定されている「開かれた議会運営」及び「議会への市民参加の推進」を果たすための取組と位置付け、議会報告会を起点に市民の声を政策づくりに反映することを目的とする。
- 2 主催／共催 飯田市議会/各地区まちづくり委員会(予定)
- 3 開催時期 平成 27 年 10 月上旬
- 4 対象者 飯田市民一般
- 5 開催方法
 - (1) ブロックでの開催
 - ア 地域性を考慮した6ブロックの開催とし、会場については、ブロック内の地区の持ち回りを基本とし、会場の収容人数及びブロック内の位置を考慮して設定する。
 - イ 平成 27 年度開催（案）

ブロック	遠山	中部	西部	北部	飯田5地区	竜東
地区	上村 南信濃	松尾・竜丘 川路・鼎	伊賀良・山本 三穂	座光寺 上郷	橋北・橋南 羽場・丸山 東野	下久堅・千代 上久堅・龍江
開催予定日	10/1(木)	10/2(金)	10/5(月)	10/6(火)	10/7(水)	10/8(木)
開催場所	上村	松尾	伊賀良	上郷	羽場	龍江

- (2) 会議形式

全体会及び分科会の2つの形式を用いる。分科会は常任委員会単位で設け、少人数で専門分野の意見を出しやすい形式とする。

6 内容

- (1) 全体会

主な議会活動の報告のほか、議会報告会を起点とした政策づくりの流れについて説明。
- (2) 分科会
 - ア 「委員会活動報告」と「意見交換会」の2部構成。
 - イ 「委員会活動報告」では、前年度の議会報告会以後の委員会活動について、市民意見等に基づく調査研究結果及び行政評価の結果についての報告を基本とし、定例会における委員会審査のうち、特徴的なものについて報告を行う。
 - ウ 「意見交換会」については、議会で調査研究するとした課題等のテーマを設定し意見交換を行う。
 - エ 分科会資料は、委員会活動、調査研究報告及び意見交換を簿冊にして分科会単位で配布する。

7 市民からの意見への対応

意見交換会の中で出された市や議会に対する意見又は要望の中から、課題の抽出を行い、調査研究の対象としていく。また、執行機関に申し送るべきものは申し送り、調査研究の対象以外のものは行政評価の対象とするものとそのほかのものに分け、その過程を含め公表していくことで市民からの意見に答えていく。

8 その他

- (1) 分科会における意見交換会は、課題等を共有する場と位置づけ、意見や感想等を出していただく。また、テーマについては、事前に周知し市民が意見を出しやすい環境づくりに努める。
- (2) 出席者アンケートを実施し以後の取組につなげる。

飯田市議会議員の議員報酬の特例に関する条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、議員の職責及び議会への市民の信頼の確保に鑑み、飯田市の議会の議員(以下「議員」という。)が、飯田市議会の会議等を長期間欠席した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例(昭和37年飯田市条例第9号)の特例を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市議会の会議等 次に掲げる会議又は活動をいう。

ア 飯田市議会定例会又は臨時会の会議

イ 飯田市議会委員会条例(昭和44年飯田市条例第30号)の規定により設置された委員会

ウ 飯田市議会会議規則(昭和54年飯田市議会規則第1号)第159条に規定する協議又は調整を行うための場

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第13項に規定する議員の派遣

オ 飯田市議会会議規則第99条に規定する委員の派遣

(2) 長期欠席期間 議員が、市議会の会議等に、本人の意思によるか否かにかかわらず、出席せず、又は参加しない期間で、当該期間が90日を超えるものをいう。

(議員報酬等の減額)

第3条 議員に長期欠席期間が生じたときは、当該議員の議員報酬及び期末手当を減額する。

(長期欠席期間に係る届出)

第4条 議員が傷病その他の理由により、長期欠席期間を生じ、又は生じる見込みとなったときは、議長に対し、医師が記載した証明書等を付す等してその旨を届け出るものとする。この場合において、議員自らが届け出ることができないときは、当該議員の代理人として当該議員の親族が届け出ることができる。

2 長期欠席期間を生じた議員が、長期欠席期間を終え、又は終える見込みとなったときは、議長に対しその旨を届け出るものとする。

(長期欠席期間の決定)

第5条 長期欠席期間の始期及び終期は、議長が決定し、議会運営委員会に報告する。

2 長期欠席期間の決定は、議員報酬の支給額を決定する際に行うものとし、当該決定の後、長期欠席期間がなお継続する場合においては、議長は終期を延長する決定をする。

3 市議会の会議等に出席せず、又は参加しないことが、次に掲げる理由による場合は、当該出席せず、又は参加しなかった期間を長期欠席期間としない。

(1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年飯田市条例第28号)に基づき認定された公務又は通勤による災害

(2) その他市議会の会議等への出席又は参加に準ずるものと議長が認める理由

(議員報酬の減額の方法)

第6条 前条の規定により長期欠席期間の決定がされた場合は、その議員が支給を受けるべき議員報酬の月額をその現に超えている月の日数で除して得た額に次の各号に掲げる区分ごとのその超えている月における長期欠席期間の日数（長期欠席期間の開始日から起算して90日以内の期間の日数を除く。）を乗じて得た額に、それぞれ当該各号に定める減額割合を乗じて得た額の合計額をその超えている月の翌月に支給する当該議員の議員報酬から減額する。

- (1) 長期欠席期間の開始日から起算して180日を超えない期間 100分の20
 - (2) 長期欠席期間の開始日から起算して180日を超え、1年を超えない期間 100分の30
 - (3) 長期欠席期間の開始日から起算して1年を超える期間 100分の50
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により議員報酬から減額する額がその減額して支給すべき月における減額前の議員報酬の額を超えるときは、議員報酬から減額する額は、当該減額前の議員報酬の額とする。
- 3 減額した議員報酬を支給すべき月に、任期満了、辞職、失職、除名若しくは議会の解散（以下「任期満了等」という。）又は死亡を理由として議員報酬が支給されないときは、第1項の規定は、適用しない。

(期末手当の減額の方法)

第7条 6月1日若しくは12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者又は基準日前1月以内に任期満了等若しくは死亡によりその職を離れた者であって、基準日前6月の間（以下この条において「期末手当減額対象期間」という。）において長期欠席期間があったものに支給される期末手当の額は、これらの者が受けるべき期末手当の額を期末手当減額対象期間の日数で除した額に次の各号に掲げる区分ごとのその期末手当減額対象期間における長期欠席期間の日数（長期欠席期間の開始日から起算して90日以内の期間の日数を除く。）を乗じて得た額に、それぞれ当該各号に定める減額割合を乗じて得た額の合計額をその者が受けるべき期末手当の額から減額して得た額とする。

- (1) 長期欠席期間の開始日から起算して180日を超えない期間 100分の20
- (2) 長期欠席期間の開始日から起算して180日を超え、1年を超えない期間 100分の30
- (3) 長期欠席期間の開始日から起算して1年を超える期間 100分の50

(端数計算)

第8条 前2条の規定により計算した減額すべき額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り上げるものとする。

(任期満了等に伴う措置)

第9条 議員が任期満了等の日の後に議員となった場合においては、当該任期満了等の日後に議員となった日以後の市議会の会議等に出席せず、又は参加しなかった日を始期として、この条例の規定を適用する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行し、同日以後の市議会の会議等に議員が出席せず、又は参加しない期間について適用する。